



第3期高知県地域福祉支援計画

～「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指して～

第1章

第3期計画の基本事項と策定の背景

I 計画の基本事項	P2
II 計画の策定背景	P9

第1章 第3期計画の基本事項と策定の背景

I 計画の基本事項

1. 法令等の根拠

社会福祉法第108条に基づく法定計画

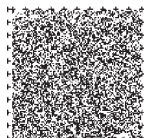
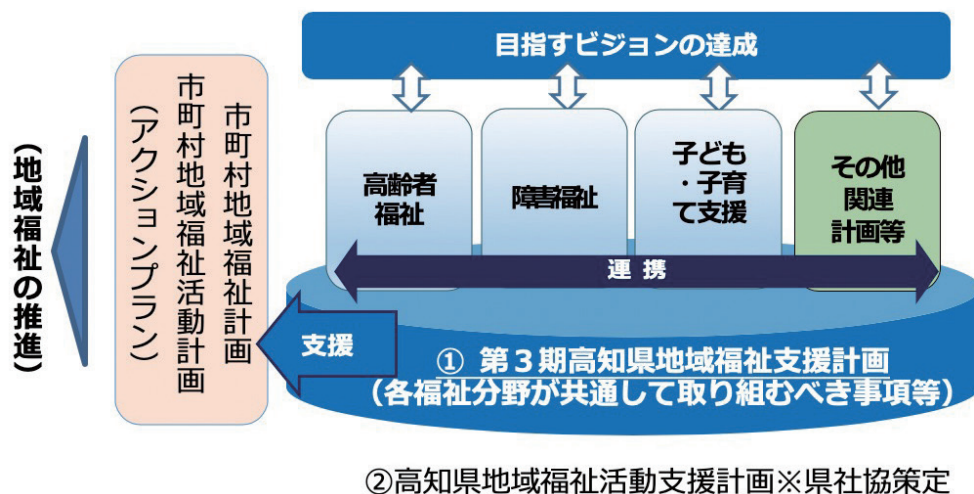
【参考：社会福祉法※抜粋】

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

<参考：地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ）>



2. 計画期間

第3期計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

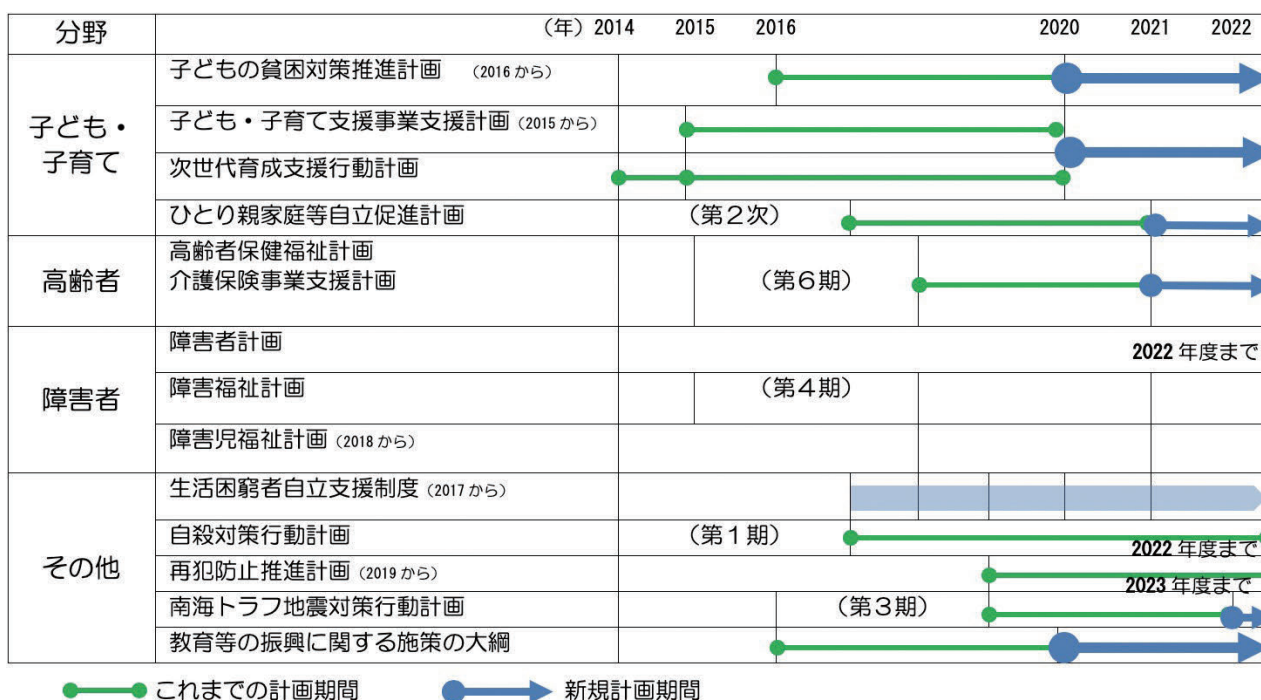
3. 計画の性格と位置づけ

この計画は、本県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、先述のとおり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画です。

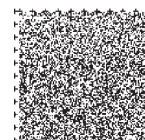
計画の策定にあたっては、広域的な見地から、市町村における包括的な支援体制の整備のほか、地域福祉の支援に関する事項を一体的に定め、各福祉分野の個別専門の法定計画及び「日本一の健康長寿県構想¹」など関係する計画等との整合性をとることによって、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保しています。

また、この計画は、分野を超えた地域生活課題を守備範囲として地域共生社会の実現を目指すものであることから、住民や関係者が主体的に策定・推進する地域福祉活動支援計画と一体的に策定しています。

<参考：この計画と関連する福祉分野の計画（主なもの）>



¹ 日本一の健康長寿県構想:県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる県づくりを目指して、保健、医療、福祉の各分野の課題を分析し、平成22年2月に取りまとめた構想。



<参考：日本一の健康長寿県づくり>

○第4期日本一の健康長寿県構想(令和2年度から令和5年度まで)の取り組みの柱

I 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

- (1) 健康づくりと疾病予防
- (2) 疾病の早期発見・早期治療

II 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

- (1) 高知版地域包括ケアシステムの構築
- (2) 医療・介護・福祉インフラの確保
- (3) 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり
- (4) 医療・介護・福祉人材の確保

● 「地域包括ケアシステム」とは

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される体制のことです。

● 「高知版地域包括ケアシステム」とは

地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターの整備や、中山間地域の訪問看護・訪問介護など在宅サービス確保への支援、ドクターヘリの円滑な運行など、中山間地域が多いという高知県の実情を踏まえた地域包括ケアシステムのことです。

III 子どもたちを守り育てる環境づくり

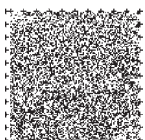
- (1) 高知版ネウボラの推進
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援

● 「ネウボラ」とは

フィンランド語で「アドバイスの場所」という意味です。「(ネウボ (neuvo) = アドバイス」、「ラ (la) = 場所)」フィンランドのネウボラは、担当保健師が中心となって子どもやその家族を支援するための地域拠点です。

● 「高知版ネウボラ」とは

妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関のネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ仕組みのことです。



4. 計画の目的及び趣旨

本県は、全国に15年先行して平成2年から、人口が出生児よりも死亡者の数が多い自然減の状態となるなど、人口減少と少子高齢化が進んでいます。特に、その傾向が顕著な中山間地域では地域の支え合いの力が弱まるなどの課題を抱えています。

こうしたことから、本県では、平成22年に保健・医療・福祉の各分野の課題の解決に向け、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、福祉分野においては、本県の実情に即した「高知型福祉」の実現を目指して、小規模多機能支援の拠点となる「あったかふれあいセンター」の整備をはじめ、地域で支援を必要とする人などへの支援体制づくりや福祉を支える担い手の育成などに取り組んでまいりました。

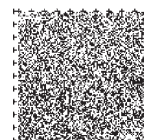
あわせて、こうした地域福祉の取り組みを推進するため、基本指針となる「高知県地域福祉支援計画」を平成23年に策定するとともに、市町村及び市町村社会福祉協議会の「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」（以下「地域福祉アクションプラン²」という。）の策定と取り組みについて支援してきたところです。

（第3期計画の策定の考え方）

これまでの取り組みにより、各地域で医療、介護、福祉のサービス提供体制が一定整ってきたことから、第3期計画では、それぞれのサービス資源の拡充を推進するとともに、それらをネットワークでつなぐことにより、日常生活での健康づくりや介護予防³、入退院、在宅生活までを切れ目なく支援する「高知版地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

² 地域福祉アクションプラン：市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

³ 介護予防：介護保険制度において、介護保険サービスの充実と合わせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。

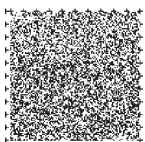


また、妊娠期から子育て期までを切れ目なく総合的に支援する「高知版ネウボラ」の取り組みを県内全域に広げ、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応、子育て家庭の不安解消、働きながら子育てできる環境づくりを進めます。

あわせて、認知症やひきこもりの人に対する総合的な対策の構築、災害時の要配慮者⁴対策の着実な推進を図ることなど、社会的課題に適切に対応できるよう、地域の実情に応じた地域福祉の推進を図ります。

こうした取り組みを確実に進めていくため、第3期計画は、高知県社会福祉協議会が策定する高知県地域福祉活動支援計画と一体的に整備するとともに、市町村や地域が主体となり取り組む地域福祉アクションプランとも連携・協力しながら、地域福祉活動が一層実践される基盤づくりを進めます。

さらに、社会福祉法や障害者総合支援法、児童虐待防止法の改正、認知症施策推進大綱の策定など、第2期計画策定以降の国の動きなども踏まえ改定することとしました。



⁴ 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者とされている。
(災害対策基本法第8条第2項第15号の規定による)

5. 計画の基本項目及び目標

本県の特性や地域の実情にあった福祉を実現するための方向性として、根幹部分は第2期計画を継承し、取り組みをより強固にしたうえで、市町村における包括的な支援体制の整備を支援するため、本計画では、地域福祉推進の基本項目として10本柱を立て、それぞれの取り組みを推進します。

<第2期計画 H28～R1>

I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
1) 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化
2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり
3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり
4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
II. 地域福祉を推進する基盤の確保
5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
6) 福祉を支える担い手の確保・育成
7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
8) 地域福祉アクションプランの推進

- 地域で支え合う医療、介護、福祉のサービス提供体制の確立とネットワークの強化
- 子どもたちを守り育てる環境づくり
- 制度の狭間への対応

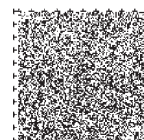
<第3期計画 R2～R5>

I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進	第3期計画策定のポイント
1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化	
2) 高知版地域包括ケアシステムの構築	総合的な対策の構築
3) 総合的な認知症施策の推進	
4) 高知版ニューボラの推進	市町村の包括的な体制整備を後押し
5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）	
6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進	高知県地域福祉活動支援計画と一体的に整備して取り組みを後押し
II. 地域福祉を推進する基盤の確保	
7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動	
8) 福祉を支える担い手の確保・育成	
9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保	
10) 地域福祉アクションプランの推進	

本計画では、これらの取り組みを推進することにより、

目標：「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」

を目指します。

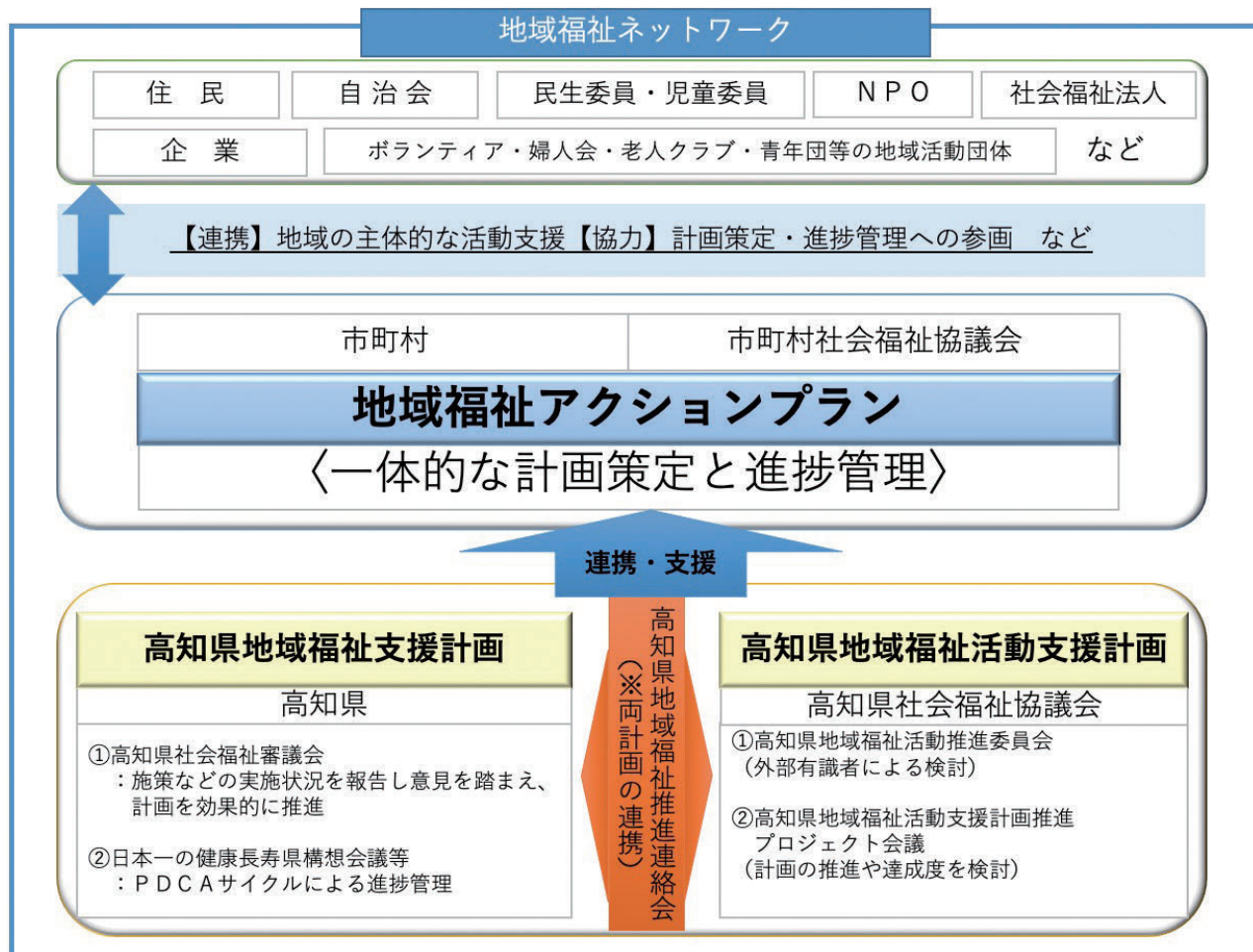


6. 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村の地域福祉の取り組み状況をはじめ、市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員⁵などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

- 高知県社会福祉審議会に施策などの実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図るとともに、日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。
- 関係機関が「高知県地域福祉活動支援計画」及び「市町村地域福祉アクションプラン」により、相互に連携・協力しながら地域福祉活動を進めます。
- 施策効果の分析・評価を行うため、取り組みごとに数値目標を定めます。

<計画の進捗・管理・評価体制>



⁵ 民生委員・児童委員: 民生委員=それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねる。
児童委員=地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

